



平成 22 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合せ先 執行役員 田崎 政己
(TEL (048)225-5311)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 16 日付「元取締役に対する責任追及の為の訴訟提起に関するお知らせ」でお知らせいたしました訴訟について、本日、平成 22 年 12 月 14 日付で、下記の通り和解が成立した旨の通知を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 19 年 11 月 16 日付「元取締役に対する責任追及の為の訴訟提起に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社の元取締役である宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮野公作及び江原正人並びに宮田治の配偶者である宮田けい子を相手方として、損害賠償請求及び詐害行為取消に関する訴訟を平成 19 年 11 月 16 日に提起し、平成 22 年 3 月 26 日付「元取締役に対する責任追及の為の訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日付でさいたま地方裁判所より当社の請求を認容する判決がなされました。しかしながら、平成 22 年 5 月 14 日付「控訴の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、元取締役らより控訴がなされ、東京高等裁判所に訴訟が係属しておりました。

今般、東京高等裁判所より、和解案の提示がなされたことから、これを受け和解協議を行ってまいりました結果、平成 22 年 12 月 14 日、訴訟上の和解が成立したものであります。

和解の概要は、下記 2. に記載のとおりです。当社は、元取締役らに対して資産状況の開示を求め、当該資産状況が真実であることについて表明及び保証をさせた上で、かかる資産状況を前提として、控訴審の判決を受けて執行を行うよりも実際の回収額が多額になることが期待できる額として裁判所が提示した和解額を受け入れることとしました（なお、表明及び保証について違反がある場合には、さいたま地方裁判所が認容した

額全額について元取締役らに対して請求できる内容となっています。)

2. 和解の概要

- (1) 元取締役らは、当社に対して、1億0750万円及び年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 元取締役らは、当社に対して資産状況を開示の上、当該資産状況が真実であることを表明し、保証する。
- (3) 元取締役らは、当社に対して、(1)の金員のうち、1000万円を一時金として、2000万円を月額50万円の40回払いの分割により、支払う。
- (4) 元取締役らによる(2)の表明及び保証に虚偽がなく、元取締役らが(3)の支払を滞りなく行った場合、当社は、残額の支払義務を免除する。

3. 今後の見通し

本件による当社の業績予想に及ぼす影響につきましては、現時点では軽微であると判断しておりますが、今後開示が必要な事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上